

# 保育所保育料について

## 保育料の見直し

9月分以降の保育料については、平成29年度の町民税額をもとに保育料の見直しを行います。

- ・4月から8月分の保育料 ⇒ 平成28年度の町民税額に基づき算出。
- ・9月から3月分の保育料 ⇒ 平成29年度の町民税額に基づき算出。

9月分から保育料に変更の生じる方のみ8月中旬に通知を送付します。

(※1) 世帯内で下記の方がいる場合、正しい保育料の認定ができないため、9月分以降の保育料は最高階層で仮算定されます。

- ・平成29年1月2日以降に転入し、平成29年度所得課税証明書を未提出の方
- ・未申告の方(平成28年中の収入分)

(※2) 父母の収入だけで生計が成り立たないと認められる(一定の収入以下となる)場合は、同居者の課税額を合算して保育料を算定することになります。

## 寡婦(夫)控除のみなし適用の申請について

### ①寡婦(夫)控除のみなし適用とは?

婚姻歴のないひとり親家庭には税法の定める寡婦(夫)控除が適用されませんが、保育料の算出においては寡婦(夫)控除があるものとみなして負担の軽減を図ります。

### ②対象者

「婚姻によらずにひとり親となった方」のうち、公立保育所および認可保育園の保育料が発生(2-2階層以上)している方。原則平成28年12月31日現在の状況で確認します。

### ③申請期限

平成30年3月31日まで。(申請年度内に限る)

※詳細はこども課保育所係までお問合せください。

【お問い合わせ】 福祉部 こども課 保育所係 ☎945-5311

## 病児・病後児保育の利用料の一部免除について

6月に今年度の町民税額が決定したことで、7月から病児・病後児保育の利用料の一部免除の適用が変更されます。

### 非課税世帯→非課税世帯

手続きの必要はありません。7月から一部免除になります。

### 非課税世帯→課税世帯

手続きの必要はありません。7からは一部免除はありません。

### 課税世帯→非課税世帯

こども課窓口で手続きの必要があります。手続きをした日から一部免除になります。



【お問い合わせ】 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎945-5311

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届のお知らせ

### ～現況届の提出がないと、手当を受給できません～

児童扶養手当および特別児童扶養手当受給者は、現況届(特別児童扶養手当については「所得状況届」)の提出が必要です。

☆ 期限内に現況届の提出がない場合は、12月定期支払い(特別児童扶養手当は11月定期支払い)が遅れる場合があります。また、届出がない場合、8月分以降の手当てが受けられなくなります。必ず期限内に届出してください。

☆ 提出せずに2年経過すると、時効により手当を受ける資格がなくなりますので、ご注意ください。

☆ 詳細は、対象者に送付する現況届(所得状況届)の通知をご確認ください。

※「母子及び父子家庭等医療費助成」の現況届も、同時に行います。



### ◎ 受付日程

	受付期間	場所	受付時間
特別児童扶養手当	8月14日(月)～8月15日(火)	西原町役場 交流センター会議室	9:00～11:15
児童扶養手当	8月16日(水)～8月23日(水) ※土・日を除く。		13:30～16:30

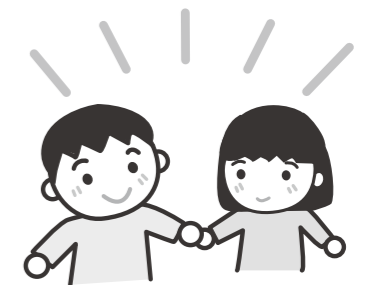
※上記手当が2つとも該当している方は、8月14日から23日までの期間で同時に届出ができます。

※上記期間が困難な方は、事前にご連絡ください。

※受付時間を過ぎた場合、受付することができませんので、必ず受付時間内に余裕を持ってお越しください。

### ◎ 持参するもの

- ①「現況届」または「所得状況届」の通知文書
- ②健康保険証のコピー(受給者及び支給対象児全員分)
- ③印鑑(シャチハタは不可)
- ④(特別)児童扶養手当証書
- ⑤マイナンバーカードまたは、マイナンバー通知カード
- ⑥その他書類



【受給者及び18歳以上の同居者で、平成29年1月2日以降に西原町へ転入してきた方】

【平成29年度児童扶養手当用所得証明書】

【別居している対象児童がいる方】

【対象児童が記載されている住民票謄本(特別※)】

※世帯主、続柄、本籍、筆頭者などすべての事項が記載されている住民票謄本

【各自必要な方】

【民生委員諸確認書】

※必要な方のみ書類を送付します。状況確認をもらった上で、確認印をもらってください。

【お問い合わせ】 福祉部 こども課 子育て支援係 ☎945-5311

## 8月分 納め忘れにご注意!

種 目	納期限	口座振替日
町民税 (2期)	8月31日(木)	
国民健康保険税 (2期)	8月31日(木)	8月25日(金)
後期高齢者医療保険料 (2期)		8月15日(火)
介護保険料 (2期)	8月10日(木)	
学校給食費 (7月分)		
保育所保育料 (8月分)		
幼稚園保育料 (8月分)		
預かり保育料 (8月分)		

